

令和7年6月25日付け公告の内容

このたび水戸市の一部を受益地域とする県営藤井地区土地改良事業(区画整理)を県営土地改良事業として申請をしたいから、土地改良法第85条第2項の規定により、下記事項を記載した書類とともにこの旨を公告する。

受益地域内にある農用地の所有者で、その農用地につき耕作若しくは養畜の業務を営まないもの又は、この地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権限に基づき使用及び収益している者でその農用地又は土地につき、当該土地改良事業に参加しようとするものは、同法第3条の規定により、令和7年7月6日までに水戸市農業委員会に申し出られたい。

令和7年6月25日

記

1. 土地改良事業計画概要書
2. 事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準を記載した書面
3. 土地改良区を設立すべきことを記載した書面
4. 造成された土地改良施設の予定管理方法等を記載した書面
5. 特別徴収金に関する事項
6. 受益地を明示した書面